137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職員

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項

二　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び次条において「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第四条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。